



石川県 建設業サポートブック



建設業サポートブック 目次

第1章	石川県の制度紹介	2
第2章	建設業法の改正について	10
第3章	建設業の働き方改革	12
	労働局からのお知らせ	16
第4章	元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項	18
第5章	建設業者の取組事例紹介	22
第6章	メニュー別支援施策集	26

第1章

石川県の制度紹介

建設業の許可について

▶ 建設業を営むには許可が必要です

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進するために制定された法律です。

建設業を営むには、この法律により大臣又は知事の許可を受けなければなりません。

▶ 建設業許可の例外

このように建設業を営むには許可が必要ですが、「小規模な工事」のみを請け負う場合は必ずしも許可を受けなくてもよいこととされています。

「小規模な工事」とは建築一式工事では1件1,500万円未満の工事（消費税込）又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事、それ以外の工事では、1件500万円未満の工事（消費税込）をいいます。

▶ 建設業許可の種類と区分について

（1）大臣許可と知事許可について

- ・大臣許可：2つ以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業する場合は国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

【問い合わせ・提出窓口】国土交通省北陸地方整備局建政部

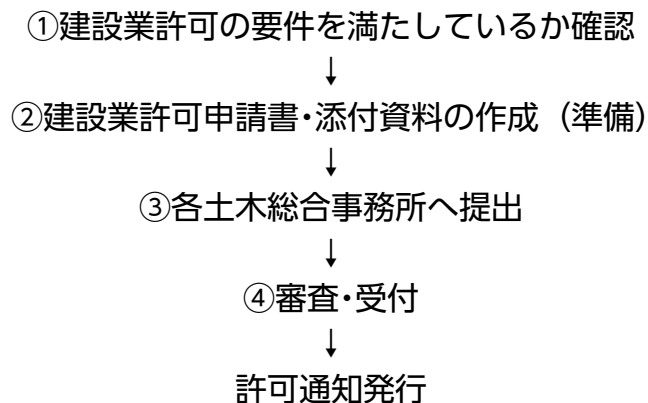
- ・知事許可：石川県内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合はすべて石川県知事許可申請となります。

※石川県知事許可を申請の方は次のページをご覧ください。

（2）特定建設業と一般建設業について

- ・特定建設業：発注者から直接請け負った建設工事1件につき、その下請代金の合計額が建築一式工事にあっては8,000万円（消費税込）、建築一式以外の工事にあっては5,000万円（消費税込）以上となる下請契約を締結して建設工事を施工するときは特定建設業の許可が必要です。
- ・一般建設業：上記の特定建設業に該当する以外の場合には、請負代金の多少にかかわらず一般建設業許可により建設工事を施工することができます。

建設業許可申請手続きの流れ（石川県知事許可を取得する業者）



※建設業許可申請、4頁の経営事項審査申請は、電子申請も可能です。

①許可取得の主な要件（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・適正に経營業務を行うことができる体制を有する者であること
- ・適切な社会保険に加入している者であること
- ・専任の技術者を有していること
- ・請負契約に関して誠実性を有していること
- ・請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること
- ・欠格要件（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団員など）に該当しないこと

②許可申請書・添付資料（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・許可申請書様式（県監理課ホームページからダウンロード可能）
（注）・納税証明書：県税事務所で取得
 - ・登記されていないことの証明書：金沢地方法務局で取得
 - ・身分証明書：本籍地の市区町村で取得
- など、監理課ホームページから取得できない書類が必要となる場合があります。

③各土木総合事務所へ提出（詳しくは「建設業の許可申請のしおり」参照）

- ・南加賀土木総合事務所 TEL 0761-21-3333
- ・石川土木総合事務所 TEL 076-272-1188
- ・県央土木総合事務所 TEL 076-239-3901
- ・中能登土木総合事務所 TEL 0767-52-5100
- ・奥能登土木総合事務所 TEL 0768-22-0567

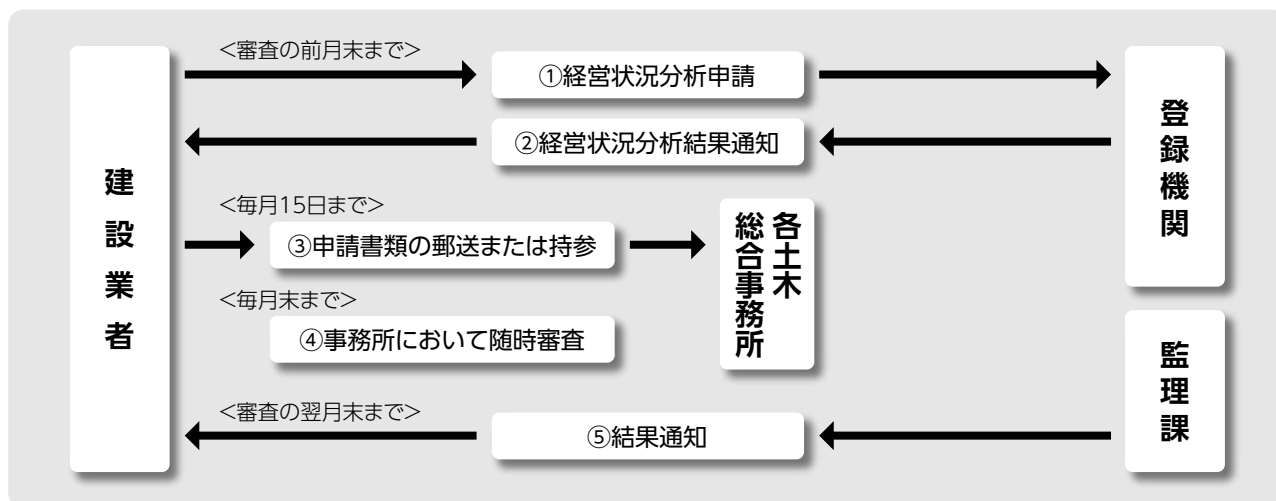
④審査・受付

- ・申請書類に不備や不足等がある場合は、修正が完了するまで受付できません。
- ・許可通知には、土木総合事務所での受付後30日程度を要します。
（注）許可が必要となる日から逆算して申請する必要があります。

経営事項審査について

経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合に、建設業許可業者が受けなければならない審査です。また、経営事項審査には有効期間があるため、常時公共工事を受注するためには、有効期間が切れ目なく継続するよう、経営事項審査を受審する必要があります。

▶ 経営事項審査申請フロー



▶ 審査項目について

【県が行う審査】

- ・ 経営規模（工事種別年間平均完成工事高、自己資本額、利益額）
- ・ 技術力（工事種別技術職員数、元請完成工事高）
- ・ その他の審査項目（営業継続、建設機械の保有等の状況、担い手の育成及び確保に関する取組）

【登録分析機関が行う審査】

- ・ 経営状況（純支払利息比率、売上高経常利益率、自己資本比率等）

▶ 審査窓口・問い合わせ先

【知事許可業者】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 南加賀土木総合事務所庶務課 | TEL 0761-21-3333 |
| ・ 石川土木総合事務所庶務課 | TEL 076-272-1188 |
| ・ 県央土木総合事務所庶務課 | TEL 076-239-3901 |
| ・ 中能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0767-52-5100 |
| ・ 奥能登土木総合事務所庶務課 | TEL 0768-22-0567 |

【大臣許可業者】

- | | |
|--------------|------------------|
| ・ 北陸地方整備局建政部 | TEL 025-370-6571 |
|--------------|------------------|

入札参加資格について

▶ 競争入札参加資格（指名願）とは

石川県では、地方自治法の規定に基づき、県が発注する建設工事等の競争入札に参加するために必要な資格等（競争入札参加資格）を定めています。

石川県が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格を取得し、有資格者となる必要があります。

▶ 競争入札参加資格の申請に必要な要件

以下の全てに該当する者であることが必要です。

- (1) 建設業許可を有し、かつ、経営事項審査の総合評定値の通知を受けている者
- (2) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入している者
※ 法律により各保険の適用が除外されている場合は加入する必要はありません。
- (3) 県税（個人県民税を除く。）及び消費税の未納がない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4に定める破産者等でない者

▶ 申請の手続き

定期申請（2年に1度）と随時申請があり、申請受付期間中に、インターネットからの電子申請と必要書類（納税証明書等）の送付を行っていただく必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

▶ 入札参加資格の格付けについて

入札参加資格の審査の結果、経営事項審査の点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数に基づき等級の決定を行い（格付け）、石川県の有資格者名簿へ登載されます。

石川県が建設工事を発注する際は、原則として、発注予定金額に対応する等級の有資格者に対して発注することとしています。

〈等級及び発注予定金額の例〉

（土木一式）

等級	総合点数		発注予定金額	
A	850 以上		3,000 万円以上	
B	760 以上	850 未満	1,500 万円以上	3,000 万円未満
C	680 以上	760 未満	500 万円以上	1,500 万円未満
D		680 未満		500 万円未満

主観点数（主観的事項審査）制度について

▶ 主観点数とは

国が定めた基準である経営事項審査（客観点数）の点数だけでは計れない災害復旧や雇用など地域経済への貢献のほか、技術力向上や社会貢献に熱心な地元の建設企業を適切に評価する仕組みとして、県独自の審査項目により加点又は減点を行う制度です。

経営事項審査に基づく点数（客観点数）と県独自の審査項目に基づく点数（主観点数）を合計した総合点数により、有資格者の格付けを行います。

▶ 審査対象項目（令和7年度）

区 分	評価項目	評価点数
技 術 力	工事成績	△25点～100点
	優良工事表彰	知事20点、部長10点
	ISO9001の認証	5点
	契約後 VE 提案	15点
社 会 性	ISO14001の認証等	5点
	災害協定の締結	県協会10点、地区協会等5点
	次世代育成雇用環境	10点
	障害者の雇用	10点
	新分野進出	10点
	社会的取組み（13項目）	1項目5点（最大で5項目25点）
そ の 他	指名停止、営業停止	処分期間に応じて減点する

▶ 申請の手続き

主観的事項審査の申請受付は例年2月頃に行っており、申請項目に関する証明書等の必要書類を提出する必要があります。

詳細については、石川県土木部監理課ホームページに掲載しています。

〈石川県土木部監理課ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/index.html>

石川県の入札制度について

▶ 電子入札の実施

石川県では、平成26年6月より、建設工事等の競争入札について、電子証明書（ＩＣカード）を用いた電子入札を全面実施しており、入札に参加するためには、電子入札システムに対応した環境を整備する必要があります。

工事の発注見通し、入札公告及び入札結果についても、入札情報システムを通じ、インターネット上で公表しています。

電子入札等については、「石川県 CALS/EC ホームページ」をご参照ください。

〈石川県 CALS/EC ホームページ〉

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanri/cals-ec/cals-ec.html>

▶ 入札の方法

（１）一般競争入札

①一般競争入札とは

契約に関する公告を行い、一定の要件を満たす不特定多数の者を入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

②対象となる工事

予定価格3千万円以上の工事

③入札参加の要件

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者であるほか、入札参加者の施工能力を担保するため、営業所の所在地、平均完成工事高及び施工実績等の要件を個別の案件ごとに設定しています。

④落札者の決定

入札参加者が不特定多数の者にわたることから、工事の品質を確保するため、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）の評価により落札者を決定する総合評価方式を実施しています。

（２）指名競争入札

①指名競争入札とは

資力、信用その他について、適当と認められる特定多数の競争参加者を選んで、入札の方法によって競争させ、最も有利な条件を提供した者との間に契約を締結する方法です。

②対象となる工事

予定価格400万円超3千万円未満の工事

③指名者の選定

石川県の建設工事に関する入札参加資格を有する者の中から、営業所の所在地や施工実績等を考慮して、十分な施工能力があると考えられる者を県が選定します。

④落札者の決定

最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で、最も低い価格をもって入札した者を落札者とします。

総合評価方式

工事の品質確保を目的として、価格と価格以外の要素（企業の技術力等）を考慮した総合的な評価値が最も高い者を落札者とする方式であり、石川県では、一般競争入札の対象となる工事において、以下により実施しています。

〈評価区分〉

①提案型

施工上の課題に対する技術提案と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

②評価Ⅰ型

施工上の課題に対する技術提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

③評価Ⅱ型

簡易な提案、企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

④評価簡易型（大規模災害発生時のみ）

企業や配置予定技術者の技術力、地域貢献度、地域精通度、施工体制等と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する方法です。

〈評価値の算出式〉

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点（＝基礎点（100点）＋加算点）}}{\text{入札価格}}$$

- ・基礎点：入札参加要件を満たす者が有する、当該工事を施工するための最低限の技術力に対する評価
- ・加算点：当該工事に関する技術提案、災害協力及び施工実績など、個々の入札参加者の技術力等に対する評価、施工体制の評価

〈加算点の評価基準（令和7年度）〉

	技術提案		企業の技術力				配置予定技術者の技術力			地域貢献度		地域精通度	施工体制の評価	不正行為 指名停止 (談合等)	合計点 (満点)
	技術提案	簡易な提案	同種工事の実績	工事成績	優良工事	ISO認証等	同種工事の実績	技術者の資格	CPD(継続学習)	災害活動	除雪協力	営業所の所在地			
提案型	20～50												30	▲2	50～80
評価Ⅰ型	10		(2)	4	1	1	1		0.5	2	1	3	30	▲2	53.5 (55.5)
評価Ⅱ型		5	(2)	4	1	1	(1)	0.5	0.5	2	1	3	30	▲2	48 (51)
評価簡易型			(2)	4	1	1	(1)		0.5	2	1	3	30	▲2	42.5 (45.5)

注（ ）は特に技術力を要する工事のみに設定

建設業サポートデスク

建設業の抱える課題に対して、ワンストップで相談に対応し、内容に応じて各種支援制度を紹介します。

●●●●●●●●●● 総合相談窓口 ●●●●●●●●●●

▶ 対象となる方

県内建設業者

▶ 支援内容

- ・ 建設業者の先進的な取り組み事例や県の支援制度などの紹介
- ・ 建設業者が支援制度を活用することとなった場合の当該機関への斡旋
- ・ 元請下請間のトラブル解決のためのアドバイス及び関係機関の紹介

▶ 利用方法

- ・ 下記の「問い合わせ先」までご連絡ください。

※簡単な質問や窓口に出向く時間がとれない方については、Eメールでの相談も受付けています。

メールアドレス：kensetsu@pref.ishikawa.lg.jp

■問い合わせ先

○建設業サポートデスク（総合相談窓口）

- | | | |
|--------------|------------------|------------------|
| ・ 石川県土木部監理課 | TEL:076-225-1712 | FAX:076-225-1714 |
| ・ 南加賀土木総合事務所 | TEL:0761-21-3333 | FAX:0761-21-7080 |
| ・ 石川土木総合事務所 | TEL:076-272-1188 | FAX:076-272-1870 |
| ・ 県央土木総合事務所 | TEL:076-239-3901 | FAX:076-239-3701 |
| ・ 中能登土木総合事務所 | TEL:0767-52-5100 | FAX:0767-52-5104 |
| ・ 奥能登土木総合事務所 | TEL:0768-22-0567 | FAX:0768-22-2144 |

第2章

建設業法の改正について

令和6年6月、改正建設業法が成立・公布されましたので、概要を紹介します。

▶ 方向性

建設業が「インフラ整備の担い手」及び「地域の守り手」として持続的な発展ができるよう、令和6年4月から建設業にも適用された時間外労働の上限規制等に対応しつつ、「処遇改善」、「資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止」、「働き方改革と生産性向上」に総合的に取り組むことが示されました。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費へのしわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革 生産性向上

労働時間の適正化
現場管理の効率化

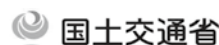
「新4K」の実現
給与・休日・希望
+カッコイイ

「インフラ整備の担い手」、「地域の守り手」として持続可能な建設業へ

※今後、公布の日から起算して、1年6か月を越えない範囲内において施行されます。

▶ 主な内容

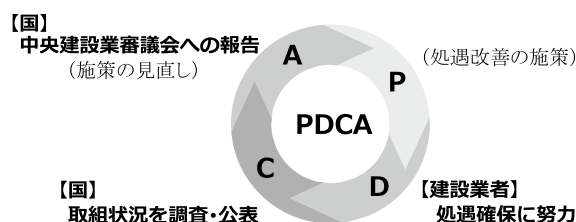
1. 処遇改善



(1) 建設業者の責務、取組状況の調査

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

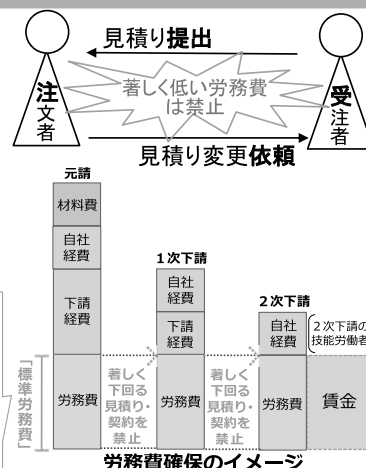
➡ 国は、建設業者の取組状況を調査・公表、中央建設業審議会に報告



(2) 労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 著しく低い労務費等※による見積り提出(受注者)や見積り変更依頼(注文者)を禁止 ※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

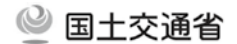
➡ 違反して契約した発注者には、国土交通大臣等が勧告・公表
(違反して契約した建設業者(注文者・受注者とも)には、現規定により、指導・監督)



(3) 不当に低い請負代金の禁止

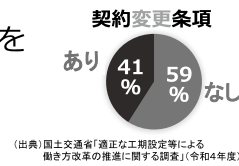
- 総価での原価割れ契約を受注者にも禁止
(現行) 注文者は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

2. 資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止



契約前のルール

- 資材高騰に伴う**請負代金等の「変更方法」**を**契約書の法定記載事項**として明確化
- 受注者は、**資材高騰の「おそれ情報」**を**注文者に通知する義務**



契約書

第〇条 請負代金の変更方法

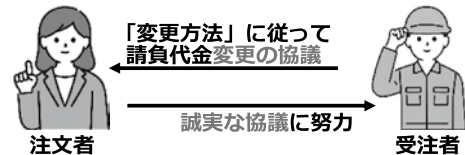
- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
- ・ 変更額は、協議して定める。



資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

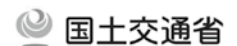
- 契約前の通知をした受注者は、注文者に請負代金等の変更を協議できる。
- ➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

3. 働き方改革と生産性向上



（１）働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

- **新たに受注者にも禁止**
(現行) 注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位 作業員の増員 25%
2位 休日出勤 24%
3位 早出や残業 17% } **4割超**

(出典)国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年度)

➡ 違反した建設業者には、指導・監督

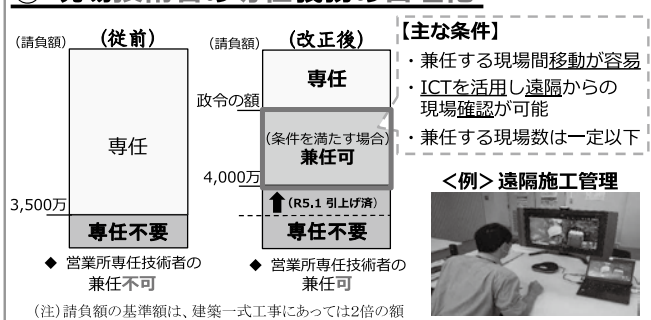
② 工期変更の協議円滑化

- 受注者は、資材の入手困難等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務
- (注) 不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項(現行)

- 契約後 ○ 上記通知をした受注者は、注文者に工期の変更を協議できる。
- ➡ 注文者は、誠実に協議に応ずる努力義務※
- ※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

（２）生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



② ICTを活用した現場管理の効率化

- 国が現場管理の「指針」を作成
- ➡ 特定建設業者[※]や公共工事受注者に対し、
効率的な現場管理を努力義務化
※多くの下請け業者を使う建設業者
- ＜例＞ 元下間のデータ共有
-
- 発注者
- 設計図
現場写真
- 元請業者
- 下請業者
- 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICT活用で確認できれば提出は不要に)

第3章 建設業の働き方改革

令和6年4月1日より 時間外労働の上限規制が適用されています

平成31年4月1日、労働基準法が改正されました。

時間外労働・休日労働をさせるためには、36協定の締結、監督署への届出が必要です。

労働時間・休日に関する原則

法律で定められた労働時間の限度
1日 8時間 及び 1週 40時間

法律で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、
36協定の締結・届出が必要です。

建設業においても、時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。（令和6年4月1日から）

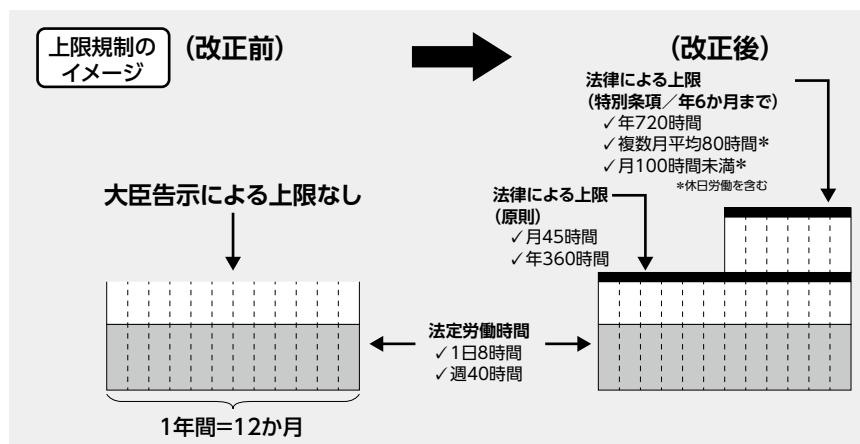
これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、適用除外とされていましたが、令和6年4月1日以降、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

また、臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下の上限を超える時間外労働、休日労働はできなくなります。

- ・ 時間外労働が年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内

なお、時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度です。

上記に違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。



建設業には、上限規制の例外規定があります。

災害時の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について

- ・月100時間未満
 - ・2～6か月平均80時間以内
- この2つの規制は令和6年4月1日以降も適用されません。

取り組んで
いきましょう!

- ・労働時間の適正把握
- ・週休2日制の導入
- ・適正な工期設定の推進 など



長時間労働者に対して面接指導等を実施しましょう

過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、長時間の時間外・休日労働等をしている労働者に対して、事業者は面接指導を行う必要があります。

i 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた場合

事業者



- 申出をした労働者に対し、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施した医師から必要な措置について意見聴取を行い、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施しなければなりません。
- 時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に関する作業環境、労働時間に関する情報、深夜業の回数及び時間数等の情報を産業医に提供しましょう。

労働者



- 面接指導の申出をし、医師による面接指導を受けましょう。

産業医



- 労働者に対し、面接指導の申出をするよう勧奨しましょう。面接指導を実施する産業医は「長時間労働者への面接チェックリスト(医師用)」等を活用しましょう。

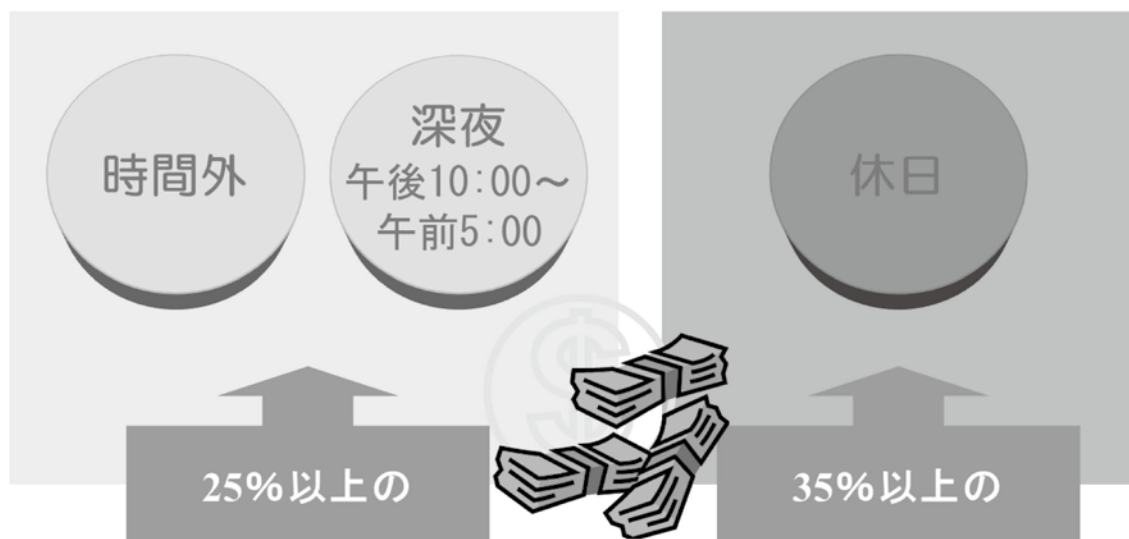
ii 時間外・休日労働時間が月45時間を超えた場合

事業者



- 健康への配慮が必要な者が面接指導等の対象となるよう基準を設定し、面接指導等を実施することが望まれます。また、必要と認める場合は、適切な事後措置を実施することが望まれます。

時間外・休日・深夜労働の割増賃金率



割増賃金を支払わなければならない

※時間外労働が月60時間を超える場合は50%以上

年5日の年次有給休暇を労働者に取得させることが使用者の義務となっています

年次有給休暇の発生要件と付与日数

- 使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合には、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。

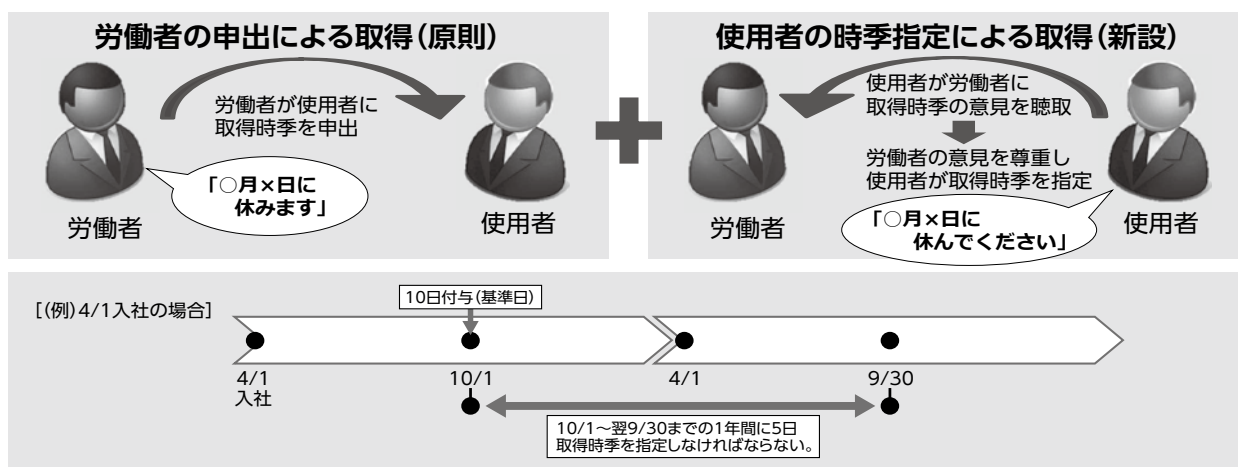
(※) 対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は所定労働日数に応じて比例付与されます。

年5日の年次有給休暇の確実な取得

時季指定義務のポイント



- ◆対象者は、年次有給休暇が10日以上付与される労働者(管理監督者を含む)に限ります。
- ◆労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- ◆年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。

(※) 労働者が自ら申し出て取得した日数や、労使協定で取得時季を定めて与えた日数(計画的付与)については、5日から控除することができます。

- | | |
|------------------------|---------------|
| (例) ● 労働者が自ら5日取得した場合 | ⇒ 使用者の時季指定は不要 |
| ● 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日場合 | ⇒ // |
| ● 労働者が自ら3日取得した場合 | ⇒ 使用者は2日を時季指定 |
| ● 計画的付与で2日取得した場合 | ⇒ // 3日 // |



- ・使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- ・使用者は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

建設事業主等に対する主な助成金のご案内

■ 人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース

雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成します。

■ 人材確保等支援助成金 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（建設分野）

若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対して助成します。

■ トライアル雇用助成金 若年・女性建設労働者トライアルコース

若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコース、障害者トライアルコース）の支給を受けた中小建設事業主に対して助成します。
1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

上記のほかにも、建設事業主に限らず活用できる助成金がございます。
詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

石川労働局 職業対策課
電話 076 (265) 4428

■ 働き方改革推進支援助成金（業種別課題対応コース（建設業））

生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。



■ 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して助成します。



■ 働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまに対して助成します。



■ 業務改善助成金

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。



詳しくは厚生労働省のホームページ又は
石川働き方改革推進支援センターにお問い合わせください。

石川労働局 雇用環境・均等室
電話 076 (265) 4429

石川働き方改革推進支援センターのご案内

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金指導等の見直し、**助成金の活用**など無料で相談に応じます。

実施機関／全国社会保険労務士会連合会

フリーダイヤル ☎ 0120 - 319 - 339





石川労働局からのお知らせ

～職場における熱中症死亡ゼロを目指して～熱中症予防対策に取り組みましょう

STOP! 熱中症

いしかわ クールワークキャンペーン 2025

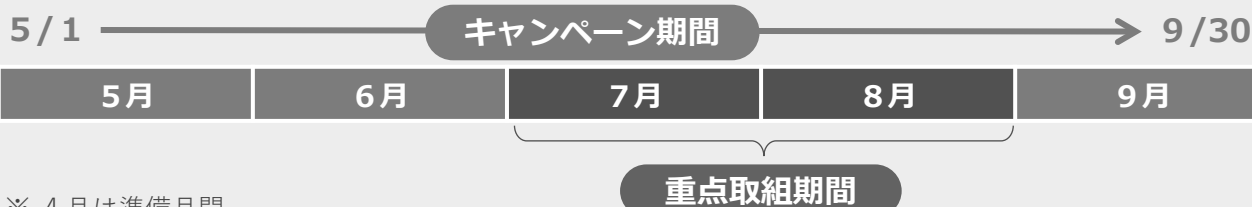


令和6年に石川県内では、職場での熱中症により133人が医療機関を受診し、前年（174人）より減少したものの高止まりの状況です。このうち15人が4日以上休業し、1人が死亡しました。県内では3年連続で熱中症による死亡災害が発生しています。

7月以降、特に7月下旬～9月上旬は気温が36℃を超え、暑さ指数（WBGT）も「危険」レベルの日が多く、熱中症の発生が増加しました。業種別では建設業が最多の48人（36%）、次いで製造業が30人（23%）で、屋内外問わず発症しています。

●キャンペーン実施期間：令和7年5月1日から9月30日まで

石川県内では、熱中症の7割以上（96人）が7・8月に集中していることから、石川労働局では7・8月を重点取組期間として取り組みます。



※ 4月は準備月間

キャンペーン期間中（5月～9月）の実施事項

【環境省熱中症予防情報サイト】

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握

※ 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効
例年5～10月まで「環境省熱中症予防情報サイト」でWBGTの
予報値・実況値の情報提供を行っています。



STEP
2

測定した暑さ指数に応じた対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じて、休憩や作業の中止を実施



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）

暑熱順化への対応



熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間を調整する。
※新規入職者や休み明けの労働者は、別途注意すること

健康診断結果に基づく対応



次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮
①糖尿病②高血圧症③心疾患④腎不全⑤精神・神経関係の疾患⑥広範囲の皮膚疾患⑦感冒⑧下痢

日常の健康管理



当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認

健康状態の確認



巡視を頻繁に行いながら声をかける、バディを組む等お互いの健康状態を留意するよう指導

異常時の対応



あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順書等に基づき適切に対応
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）

重点取組期間（7・8月）にすべきこと

- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**



令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されました

職場における熱中症対策の強化について

基本的な考え方

見つける

（例）作業員の様子がおかしい

判断する

（例）医療機関への搬送、救急隊要請

対処する

（例）救急車が到着するまで作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付け

対象となる作業

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境で、連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

【石川県】
STOP！熱中症
いしかわクールワーク
キャンペーン2025



【厚生労働省】
STOP！熱中症
クールワークキャンペーン
※法改正のパンフレットもあります



第4章

元請業者と下請業者の 適正な契約に関する留意事項

1 トラブル回避のポイント

元請業者と下請業者の請負契約は、建設業法等関係法令に従い、次の点に注意し、トラブルを回避しましょう。

建設工事の請負契約の内容

■建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条第1項)

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤前金払または出来高払の定めをするときは、その時期及び方法
- ⑥当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦天災その他の不可抗力による工期の変更または損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

- ⑪注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬工事目的物の瑕疵担保責任または瑕疵担保責任に関する保証等の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭各当事者の履行の遅滞その他の債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮契約に関する紛争の解決方法

産廃処理費や建退共証紙の費用負担も明記しましょう



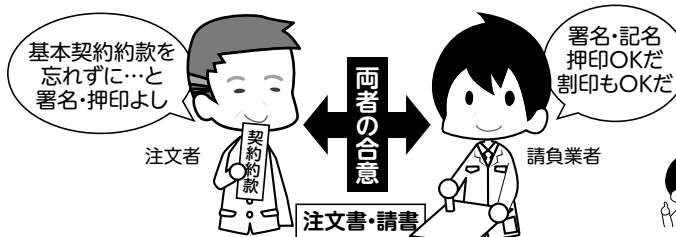
注文書、請書の場合

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合(通達)

- ①基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前記①～⑤(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- ②注文書及び請書には、前記①～④(法第19条第1項第1号から第4号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ③注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- ④注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

■注文書及び請書の交換のみによる場合(通達)

- ①注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- ②基本契約約款には、注文書及び請書の個別記載事項を除き、前記①～⑤(法第19条第1項各号)に掲げる事項を記載してください。
- ③注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- ④注文書及び請書の個別記載欄には、前記①～④(法第19条第1項第1号から第4号)までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- ⑤注文書及び請書の個別記載欄には、それぞれの個別記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- ⑥注文書には注文者が、請書には請負業者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



不当に低い請負代金の禁止

- 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の3)



請負業者の保護と建設工事的確な施工のため、不当に低い請負代金での契約は禁止。



不当な使用資材等の購入強制の禁止

- 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負業者に購入させて、その利益を害してはいけません。(法第19条の4)



注文者が資材や機械器具、またその購入先を強制的に指定することは禁止。

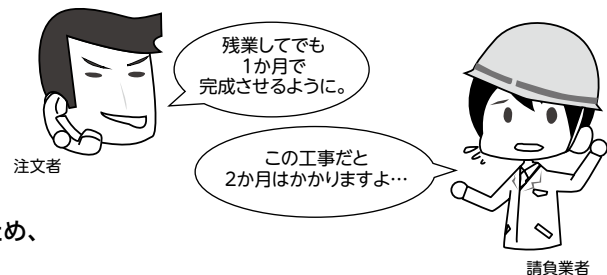


著しく短い工期の禁止

- 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比べて著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはいけません。(法第19条の5)



長時間労働を前提とした短い工期での工事は、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれがあるため、適正な工期設定を行う必要があります。

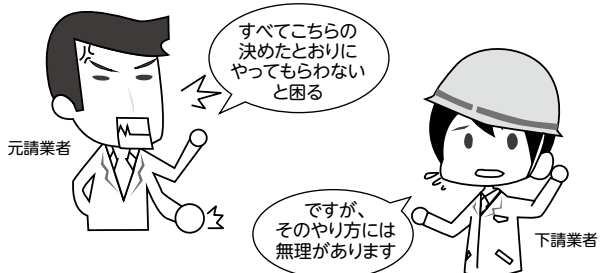


下請負業者の意見の聴取

- 元請業者は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請業者において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請業者の意見を聞かなければなりません。(法第24条の2)



元請業者は、工程や作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請業者の意見を聞くこと。

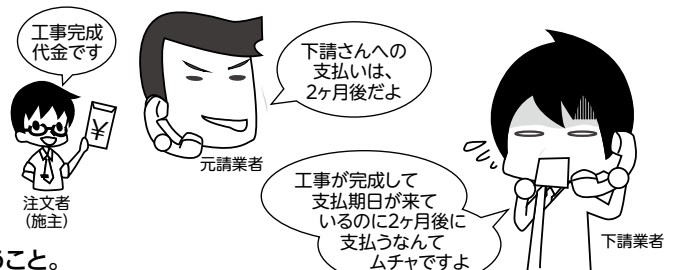


下請代金の支払

- 下請契約における元請業者は、出来高払又は完成払を受けたときは、支払の対象となった工事を施工した下請契約における下請業者に、当該支払を受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の3第1項) また、下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とします。



元請業者は、注文者からの支払後1ヶ月以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。



検査及び引渡し

■元請業者は、下請業者からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(法第24条の4第1項)

■元請業者は、前項の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請業者が申し出たときは、直ちに、当該建設工事の目的物の引渡しを受けなければなりません。ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合には、この限りではありません。(法第24条の4第2項)



元請業者は、建設工事の完成通知を受けて20日以内に検査を完了し、下請業者から申し出があれば、直ちに引渡しを受けること。ただし、特約がある場合は20日以内で。

特定建設業者の下請代金の支払

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額が4,000万円以上の法人は除く。)に対し、引渡しの申出の日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。(法第24条の6第1項)

■特定建設業者である注文者は、受注者(特定建設業者及び資本金額4,000万円以上の法人は除く。)に対し、下請代金の支払につき、その支払期日までに一般の金融機関の割引きを受けることが困難な手形を交付してはなりません。(法第24条の6第3項)

■下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日(手形の場合は手形振出日)までの期間をできる限り短くしなければなりません。(通達)

■下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。(通達)

■下請代金の支払に係る手形の手形期間は、120日以内とすることは当然として、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めるとともに、できる限り短い期間としなければなりません。(通達)



特定建設業者は、下請業者からの引渡申出日から50日以内に下請業者に下請代金をできる限り現金で全額支払うこと。

2 当事者間で解決ができなくなった場合

当事者双方での話し合いによる解決が原則ですが、それで解決できない場合は、裁判の民事調停及び民事訴訟等を検討することになります。

なお、建設業法の規定により、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため、国土交通省及び各都道府県に「建設工事紛争審査会」が設置されています。

建設工事紛争審査会

審査会の目的

発注者(元請業者)が請負代金を支払ってくれないなど、建設工事の請負契約に関する紛争について、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づき設置された公的機関です。

紛争解決の方法

審査会の委員が、当事者双方の主張を聴き、原則として当事者双方から提出された証拠を基に紛争の解決を図ります。

審査会の委員

建設工事に関する技術や法律・商慣行等の専門家として、弁護士、一級建築士などが委員となり、公正・中立な立場に立って紛争の解決にあたります。

手続の種類

「あっせん」「調停」及び「仲裁」の3種類があり、いずれの手続も原則非公開で行われます。

	あっせん	調 停	仲 裁
趣 旨	当事者の歩み寄りによる解決を目指す。		裁判所に代わって判断を下す。
担当委員	原則 1 名	3 名	3 名
審理回数	1 ～ 2 回程度	3 ～ 5 回程度	必要な回数
解決した場合の効 力	民法上の和解としての効力 (別途公正証書を作成したり確定判決を得たりしないと強制執行ができない。)		裁判所の確定判決と同じような効力(執行決定を得て強制執行ができる。)
特 色	調停の手続を簡略にしたもので、技術的・法律的な争点が少ない場合に適する。	技術的・法律的な争点が多い場合に適する。場合によっては、調停案を示すこともある。	裁判に代わる手続で、一審制。仲裁判断の内容については裁判所でも争えない。
そ の 他	_____		仲裁合意が必要

紛争処理に要する費用

紛争処理の手続を行うには、申請手数料・通信運搬費・その他書類作成等の費用が必要です。原則として、両当事者はそれぞれ各自の出費分を負担することになっています。

問い合わせ先

石川県土木部監理課建設業振興グループ

電話:076-225-1712 FAX:076-225-1714

第5章

建設業者の取組事例紹介

三方よしの経営で安心・安全を提供し、
地域に暮らす人々の「あたりまえ」を支えます。

太陽工業 株式会社

会社概要

代 表 者	代表取締役社長 清水 廉太郎	所 在 地	小松市一針町イ18番地
資 本 金	4,000万円	従 業 員 数	46名
直近決算売上高	1,313,000千円	連 絡 先	TEL 0761-23-1041

三方よしを目指した会社づくり

当社は石川県小松市に本社を構え、主に舗装工事を中心に手がける建設会社として、今年で創業57年を迎えます。4年前に「三方よし」を経営理念として掲げました。社員・地域・会社の三方の視点からより良い会社を目指すという考え方です。

「三方よし」は

- ・ **社員よし** : 社員1人1人が「この会社で働いてよかった」と実感できる会社
- ・ **地域よし** : 確かな技術力で、地域の「安心・安全」を支える会社
- ・ **会社よし** : 社員が誇りを持ち社会から信頼され、持続的に成長していく会社

具体的な取り組みとしては、若手・ベテラン・女性社員が参加するワーキンググループを設置し「働き方の見直し」や「職場環境の改善」等をテーマに、月に1回のペースで話し合いを重ねてきました。昨年末に「一人ひとりが太陽になる」を取りまとめ、三方よしの実現を目指し取り組んでいます。



三方よしのチラシ

福利厚生への取り組み

当社は従業員50名未満の小規模な企業ですが、安全衛生委員会を運営し、社員の健康を守るため積極的に取り組んでいます。社員が働きやすく、安心して長く努められるよう、様々な福利厚生制度を導入しています。健康管理や休暇制度の充実を通じて、ワークライフバランスの取れた職場環境づくりを進めています。

【主な取り組み内容】

1. 健康診断・相談会の実施

社員全員に対し、定期健康診断はもちろん、がん検診やストレスチェックも行っています。また年1回提携する病院から保健師を派遣してもらい「健康相談会」を開催し、社員の健康維持をサポートしています。

2. がん保険の加入

万が一がんと診断された場合に備えて、社員全員が加入する「がん保険」を導入しています。治療と仕事の両立を支援するため、治療費や入院費の補助、一時金の支給などを通じて安心して治療に専

念できる環境を整えています。

3. オンライン診療サービスの導入

社員とその家族が、自宅などからスマートフォンやパソコンを使って医師の診察を受けられる「SOKUYAKUベネフィット」を導入しました。診察後は薬の処方・服薬指導も受けられ、通院の負担を軽減しています。

4. 福利厚生サービスの利用

より働きやすく、生活しやすい職場を目指して、(公財)金沢勤労者福祉サービスセンターに加入しています。これにより、飲食、スポーツ施設などの割引サービスや冠婚葬祭・育児・介護等に関する支援を受けることが出来ます。

5. リゾート施設の利用特典

リゾートトラスト株式会社が運営する会員制リゾートホテル「エクシブ・ベイコート倶楽部」の会員権を取得し、社員やその家族が利用できるようにしています。

これらの取り組みが評価され、当社は2020年から日本健康会議より『健康経営優良法人』に認定されており、今年度は新設された[ネクストブライト1000]に認定されました。



人材確保の取り組み

「建設ディレクター職」の新設

新卒者については、毎年地元の高校を中心に採用活動を行っており、その効果もあって、過去6年連続で新卒者の入社が続いています。ご協力いただいている学校関係者の皆様には心より感謝申し上げます。

一方でベテラン社員の高齢化が進み、現場をまとめる「現場代理人」となる人材の育成や、技術の継承が大きな課題となっています。そこで、ベテラン社員の負担を軽減し若手指導に時間を割けるようにするため、3年前から「建設ディレクター」という新しい職種を設けました。この職種は、バックオフィスにて書類の作成やデータ処理を担ってもらうもので、女性でも活躍できる業務内容です。

今後は、この体制によって若手社員の育成にも一層力を入れていけるのではないかと期待しています。

「外国人技能実習生」の受け入れ

当社では7年前よりベトナム人技能実習生の受け入れを開始し、現在ではベトナム出身者3名、フィリピン出身者3名の計6名が現場で活躍しています。

技能実習生には、3年間の実習期間(技能実習1号・2号)終了後も引き続き働いてもらえるよう、就業環境の改善や資格取得等の様々な取り組みを行っています。その結果、現在6名の内3名が「特定技能1号」の在留資格を取得して引き続き勤務しています。

さらに、実習生の親族の方が新たに入社する予定となっており、今後の教育体制の充実と信頼関係の構築が、よりよい職場づくりにおいて重要であると考えております。



地震・豪雨災害による被災地での雇用対策

株式会社 のとさく

会社概要

代 表 者 代表取締役 明星 加守暢
資 本 金 2,000万円
直近決算売上高 512,921千円

所 在 地 珠洲市上戸町北方い部31番地1
従 業 員 数 24名
連 絡 先 TEL 0768-82-0111

被災当時を振り返って

1年と少し前、1月1日に発生した地震により能登半島全体に甚大な被害が発生し、私も含め、多くの人々が避難所生活を余儀なくされました。

そのような中で、弊社のもとに正院小学校裏の斜面崩壊の応急対策の要請を受けました。当時、正院小学校は避難所として機能していたこと、震度5強が観測されるなど地震活動が活発な状況であったことから、これは早急に対処しなければいけない事案でした。

平常時であれば何事もない作業でしたが、全社員が被災者で、生活インフラが機能不全に陥っており、物資に乏しい状況であったため、頭を悩ませることが多く、被災時における災害対応の難しさを痛感しました。

被災している中で呼びかけに応じてくれた6人の社員となんとか作業を終えることができ、避難所の責任者の方に作業終了の報告に伺ったところ、「お疲れ様でした。ありがとうございます。わずかですが皆さんで食べてください。」と労いの言葉とともに、私たちのためにパンや水を分けてくれました。多くの方が避難している避難所の貴重な食料のため、遠慮しましたが、「日持ちのしない物なので心配しないで食べてください。」とおっしゃるので有り難く頂戴することにしました。



災害対応作業

社員の負担軽減と会社の取り組み

地震発生から2週間弱が過ぎ、電気や通信など少しずつですが不便さが解消され生活の基盤に安定感が出てきました。地域の復興に向けて活動再開するため、全社員に向けて本社事務所に集合するように連絡をしました。避難状況の違いにより全社員が出社とはいきませんでしたが、ほとんどの社員と再び顔を合わせることで、とても安堵したことを覚えています。

改めて社員に家族や住居の被災状況、避難状況を確認し、今後の緊急時の連絡体制や道路啓開作業などの作業体制(作業班数、作業員の構成)について周知、決定し、可能な範囲で要請に対応していく方針としました。当時の社屋は、電気は使用できましたが上下水道は復旧していなかったため、応急対策として仮設トイレを設置し、トイレの水源は井戸を掘ることで確保しました。また、社員が昼食を食べられるように本社事務所や現場事務所に電子レンジや湯沸かし器、カセットガスコンロ、水・食料などを用意し、ささ

やかではありますが社員が業務に専念できる環境を整えました。また、活動再開後、道路啓開作業などに従事する社員から、避難所での共同生活では共同作業の負担もあり自由な時間も少なく疲れが取れないとの相談があったので、とりあえずプライベートな空間を維持できる仮宿舍(ユニットハウス)を会社所有地に整備することとしました。仮の宿舍ではありますが、多目的棟(食堂・洗濯)を1棟、3坪ユニットハウス(床上げ、エアコン)9基、風呂ユニット1基、水洗トイレ2基、合併浄化槽を設置しました。利用者は、仮設に入居できない避難所生活の者、家族が金沢方面の「みなし仮設住宅」で生活しているが単身珠洲に残って働く者、当社での勤務経験があり会社の状況を心配し家族を金沢に残し単身珠洲へ通ってきている者など、8人が入居しました。(現在も4人が入居中)

取引先協力会社等の皆様から頂戴した支援物資の大半は、この仮宿舍で頂きました。誠にありがとうございました。



仮宿舍



新住宅

少子高齢化地域における企業の取り組み

私事になりますが地震後、自宅が被災し電気・上下水道が使えないことから、金沢で「みなし仮設住宅」を借りて土日の週末は金沢で1泊してコインランドリーで1週間分の洗濯をして、スーパー銭湯へ行きゆっくり風呂に入り疲れをいやし、珠洲の避難所へ帰る。そんな生活が仮設住宅に入居できるまで続き、入居後は公費解体のため、家財家具の整理作業に費やしました。社員も同様な状況にあり、また昨今の労働環境の流れを鑑み、令和6年4月からは土日を休日とする完全週休二日制度を導入することといたしました。結果として今回の地震が契機となりましたが、これからも人口減少が続いていくと予想される地域でいかに人材を確保していくかは継続的に取り組んでいくべき課題です。今後も、働きやすい労働環境の整備に取り組んでいくとともに中長期的な担い手確保を図ってまいります。

地震・豪雨災害により、避難や市外で生活する方が増え、雇用を維持するためにできる限りのことを行っておりますが、同業者の社員が減少していく話を聞くと珠洲での雇用維持や人材確保の厳しさを実感するばかりです。

そんな時、別件で来られたILAC能登の担当者の方に外国人技能実習生の雇用について相談したところ、監理団体を紹介していただき、受入制度のこと、何を準備すればよいか管理はどのようなかなどについてお話を聞くことが出来ました。不安はありますが、ご指導をいただきながら技能実習生の受け入れを進めたいと考えております。

生まれ育ったこの地域を守りたい、これからも珠洲で頑張りたいと思いますので、被災地復興のために皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第6章

メニュー別支援施策集

【相談・その他】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
建設業サポートデスク	本業の経営強化、新分野進出、雇用管理、元請・下請間のトラブルなどの課題に対し、ワンストップで応じる相談窓口です。また、相談内容に応じて、各種支援制度を紹介します。	・石川県土木部 監理課 建設業振興グループ TEL：076-225-1712 FAX：076-225-1714 ・南加賀土木総合事務所 TEL：0761-21-3333 FAX：0761-21-7080 ・石川土木総合事務所 TEL：076-272-1188 FAX：076-272-1870 ・県央土木総合事務所 TEL：076-239-3901 FAX：076-239-3701 ・中能登土木総合事務所 TEL：0767-52-5100 FAX：0767-52-5104 ・奥能登土木総合事務所 TEL：0768-22-0567 FAX：0768-22-2144
石川県建設新技術認定・活用制度	石川県内の建設関連企業で創出された新技術(工法、材料、製品)を公共工事で活用し、安価で質の高い社会資本整備や、県内企業の育成と技術力向上を図ることを目的としています。認定を受けた新技術については石川県が行う公共工事で積極的に活用します。	石川県土木部 監理課 技術管理室 TEL：076-225-1787 FAX：076-225-1788 http://www.pref.ishikawa.jp/gijyutsu/singijyutu/index3.html
農業参入サポートデスク	農業参入に関するワンストップ相談窓口として、制度や手続き等の説明、各種相談活動を行い、受け入れる市町・集落と企業とのマッチングを行います。	農業参入サポートデスク TEL：076-225-1633 FAX：076-225-1618 石川県農林水産部 農業経営戦略課 農地政策グループ ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622
農業人材確保・定住促進事業	農業人材に関するワンストップ窓口として、県外からの移住就農を希望する方など農業に関心のある幅広い農業人材の確保・育成を支援しています。	公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL：076-225-7621 FAX：076-225-7622 URL：https://inz.or.jp/ E-mail：info@inz.or.jp
いしかわ耕稼塾	「いしかわ耕稼塾」において、目指す農業のタイプや段階に応じた研修コースを設置し、意欲にあふれた優秀な本県農業の担い手や理解者を育成しています。	

地産地消サポートデスク	生産者や流通・販売業者からの地産地消に関する各種相談をワンストップで受け付ける窓口を設置し、供給者側と需要者側とのマッチングを行います。	・石川県農林水産部 ブランド戦略課 マーケティング・輸出グループ TEL：076-225-1614 FAX：076-225-1624 ・南加賀農林総合事務所 企画調整室 TEL：0761-23-1707 FAX：0761-23-1207 ・石川農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-276-0528 FAX：076-276-2745 ・県央農林総合事務所 企画調整室 TEL：076-239-1750 FAX：076-239-1720 ・中能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0767-52-2583 FAX：0767-52-3151 ・奥能登農林総合事務所 企画調整室 TEL：0768-26-2320 FAX：0768-26-2331
里山ビジネスサポートデスク	農家民宿等の開業を希望する方に対し、古民家などの空き家の紹介から、開業さらには経営までをワンストップで支援します。	石川県農林水産部 里山振興室 交流推進グループ TEL：076-225-1629 FAX：076-225-1618
石川県林業労働力確保支援センター	林業人材の確保・育成に関するワンストップ窓口として、林業に必要な知識や技術を身につける研修を行うなど、未経験でも林業の現場で安心・安全に働けるようきめ細かな支援を行います。	石川県林業労働力確保支援センター (石川県森林組合連合会内) TEL：076-237-0121 URL：http://ishikawa-ringyokikin.jp E-mail：info@ishikawa-ringyokikin.jp
経営力強化総合支援アドバイザー派遣制度	資金繰りなど足下の対策から、早期の業績回復や将来の成長に向けた前向きな取り組みへのアドバイスなど、中小企業等の様々な経営課題に対して、外部専門家の派遣を通じて支援します。(企業負担なし)	金沢商工会議所 TEL：076-263-1151 小松商工会議所 TEL：0761-21-3121 七尾商工会議所 TEL：0767-54-8888 輪島商工会議所 TEL：0768-22-7777 加賀商工会議所 TEL：0761-73-0001 珠洲商工会議所 TEL：0768-82-1115 白山商工会議所 TEL：076-276-3811 石川県商工会連合会 TEL：076-268-7300 石川県中小企業団体中央会 TEL：076-267-7711 (公財) 石川県産業創出支援機構 TEL：076-267-1244 石川県信用保証協会 TEL：076-222-1550 石川県商工労働部 経営支援課 経営支援グループ TEL：076-225-1525 FAX：076-225-1523
石川県エコ・リサイクル製品認定制度	県内のリサイクル産業の育成、リサイクル製品の利用促進を図るために、県内で発生する循環資源を再生利用し、県内で製造加工されたもののうち、一定基準を満たすものを「石川県エコ・リサイクル製品」として認定します。	石川県生活環境部 資源循環推進課 資源循環グループ TEL：076-225-1849 FAX：076-225-1473
いしかわエコデザイン賞表彰制度	カーボンニュートラル(地球温暖化対策)、里山里海保全などの自然共生、資源循環(3R)など、持続可能な社会の実現に繋がる石川発の優れた「製品」「サービス・建築」「教育・社会活動」を表彰します。	石川県生活環境部 カーボンニュートラル推進課 グリーンライフ推進グループ TEL:076-225-1469 FAX:076-225-1479
介護保険制度の事業者指定(居宅サービス)に関する相談	介護サービス事業を実施するために必要な介護保険法上の各基準についての情報提供と実際に事業を始められる方には事前相談を受け付けています。	石川県健康福祉部 長寿社会課 在宅サービスグループ TEL：076-225-1417 FAX：076-225-1418 金沢市内で介護サービス事業を実施予定の場合は、金沢市介護保険課(TEL：076-220-2264)までお問い合わせください。

認可外保育施設の
開設に関する相談

認可外保育施設を開設する際の設置基準や、設置届出の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 少子化対策監室
幼児教育・保育施設グループ
TEL：076-225-1497 FAX：076-225-1423
金沢市内で認可外保育施設を設置予定の場合は、金沢市保育幼稚園課(TEL：076-220-2299) までお問い合わせください。

障害福祉サービス
等の事業者指定に
関する相談

障害者に対する介護や就労の場を提供する障害福祉サービス事業を実施する際の職員の配置基準や、指定申請の手続きについての情報提供や相談を受け付けています。

石川県健康福祉部 障害保健福祉課
企画推進グループ
TEL：076-225-1428 FAX：076-225-1429
金沢市内で障害福祉サービス事業所を開設予定の場合は、金沢市障害福祉課(TEL：076-220-2289) までお問い合わせください。

【融資】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
農業近代化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動(農地の取得を除く)に必要な資金を取扱融資機関(農協・銀行・信用金庫)から、低利で借り受ける農業制度資金です。	最寄りの農協等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業経営戦略課 団体指導グループ TEL：076-225-1615 FAX：076-225-1618
経営体育成 強化資金	農業へ参入しようとする一般企業が、営農活動に必要な資金を日本政策金融公庫から、低利で借り受ける農業制度資金です。	日本政策金融公庫金沢支店 (農林水産事業) 融資課 TEL：076-263-6472 石川県信用農業協同組合連合会等取扱融資機関 石川県農林水産部 農業経営戦略課 団体指導グループ TEL：076-225-1615 FAX：076-225-1618
林業・木材産業 改善資金	林業・木材産業へ参入しようとする企業等が、林業・木材産業に取り組むにあたり必要な資金を無利子で借り受ける制度資金です。	石川県農林水産部 森林管理課 森林資源利活用グループ TEL：076-225-1643 FAX：076-225-1645
経営革新等 支援融資	知事等の承認を受けた経営革新計画に基づき経営革新をする方に対する低利の融資制度です。	
地域商工業活性化 融資	設備投資をする方に対する低利の融資制度です。 ※賃上げ実施企業は金利の優遇措置あり	
省エネ投資促進 支援融資	省エネルギー化に向けた投資に対する低利の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL：076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
事業転換支援融資	新たに違う業種に進出する方(事業転換・多角化)に対する低利の融資制度です。	
経営安定支援融資 (一般分、再生支援分)	売上高が減少している方等に対する運転資金の低利の融資制度です。	

経営安定支援融資 (資金繰り支援分)	保証協会の保証付き融資の借り換えをされる方に対する低利の融資制度です。	
物価高騰対策等 総合支援特別融資	物価高騰等の影響を受け、売上高又は利益率が減少している方に対する低利の融資制度です。	
令和6年能登半島地震・ 奥能登豪雨災害対策 特別融資	令和6年能登半島地震・奥能登豪雨で被災した方に対する当初5年間無利子かつ保証料免除の融資制度です。	石川県商工労働部 経営支援課 金融グループ TEL : 076-225-1522 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/kinyuu/youkou.html
令和6年能登半島地震・ 奥能登豪雨経営改善 サポート融資	令和6年能登半島地震・奥能登豪雨で被災した方に対する長期(15年以内)かつ初期の返済額を抑えた保証料免除の融資制度です。	
石川県環境保全 資金融資制度	公害防止施設の整備やリサイクル施設の整備等、環境保全のための施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部 環境政策課 企画管理グループ TEL : 076-225-1463 FAX : 076-225-1466
石川県産業廃棄物 処理施設整備資金融資制度	産業廃棄物処理施設を整備する中小企業者並びにその団体に対する融資です。	石川県生活環境部 資源循環推進課 企画管理グループ TEL : 076-225-1471 FAX : 076-225-1473
石川県 バリアフリー施設 整備促進融資制度	公益的施設のバリアフリー化を推進するため、民間事業者がバリアフリー条例に基づいて施設の整備を行う場合、整備に必要な資金を融資します。	石川県健康福祉部 厚生政策課 地域福祉グループ TEL : 076-225-1478 FAX : 076-225-1409 http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-yuusi.html

【助成】

制度名	制度の概要	問い合わせ先
いしかわ農業参入 支援ファンド事業	条件不利地域など担い手が不足する地域において、一定規模以上の耕作放棄地の再生等に取り組む企業や農業法人に対し、営農が軌道に乗るといわれる5年間、経営を下支えする支援を行います。	石川県農林水産部 農業経営戦略課 農地政策グループ TEL : 076-225-1633 FAX : 076-225-1618 公益財団法人いしかわ農業総合支援機構 TEL : 076-225-7621 FAX : 076-225-7622 URL : http://www.inz.or.jp/ E-mail : info@inz.or.jp
担い手農業機械 導入支援事業	地域の話し合いで決定した、目標地図に位置付けられた者が農業経営の発展・改善を目的として、農業機械や施設を融資を使って導入する場合、融資残額の自己負担金に対して、事業費の最大で3/10まで助成します。	石川県農林水産部 農業経営戦略課 農業人材グループ TEL : 076-225-1660 FAX : 076-225-1618
いしかわ里山振興 ファンド事業	里山里海の資源を活用した生業(なりわい)の創出や里山里海地域の振興に係る事業を支援します。	いしかわ里山づくり推進協議会 (石川県農林水産部 里山振興室) TEL : 076-225-1631 FAX : 076-225-1618
いしかわ就職応援 奨学金返還助成制度	県内企業の人材確保・定着を図ることを目的として、企業と県が協力し、理系学生だけでなく、文系学生も含めた全ての学生の奨学金返還を助成する制度です。(企業負担1/2)	ジョブカフェ石川 TEL : 076-235-4510 FAX : 076-235-4523 https://www.jobcafe-ishikawa.jp/recruit/scholarship/

建設業サポートブック

発 行	令和7年7月
発行者	石川県土木部
編 集	石川県土木部監理課
	〒920-8580
	金沢市鞍月1丁目1番地
	TEL.076-225-1712
	FAX.076-225-1714

